

| Column1 | Column2 | Column3 | Column4 | Column5 | Column6 | Column7 | Column8 | Column9 |
|------------|--------------|---------|---------------|---|--|--|---------|---------|
| 年月日 | 不具合 | 食品 | 商品名 (メーカー) | 事業者名 | 皆さんからの不具合情報 | ホットラインの対応 | 男女 | 住所 |
| 2012.11.12 | 原産地の表示がないリンゴ | リンゴ | なし | M | 化粧品入りリンゴを隣人から「青森産」とプレゼントされました。生産地も品種名も何も表示なし。きれいな化粧箱のフタに「りんご便り」という文字と、赤いリンゴが大きく印刷され、その下に「青く澄んだし、おいしい空気、大自然に囲まれて育った私たち、あなたの笑顔を見たくてやってきました」と印刷。フタの内側のヘリには、「M(事業者名) 3096 特大、段ボールふた箱・身箱キャップトレー」とあり、唯一の手掛かりは、このM(事業者名)という名前だけ。いまどき、産地も品種名も、まして生産者も販売会社等の名前も皆無のリンゴが流通することに、大きな違和感を感じましたので、情報提供します。 もしかして、放射能汚染で出荷制限等のものが、このようにして流通している可能性があるのではないかと思ったからです。 | 包装は包装業者が販売している「ギフト箱」のようです。ホットライン事務局は、日本国内の包装業者が、通報者から提供された写真と同じデザインの化粧箱を製造販売していることをホームページ上で確認しました。 | 男 | 茨城県 |
| 2012.9.9 | 食品成分の疑問 | 調味料 | Hだし | (株)A | 「Hだし」の名前で販売されているシリーズだが、化学調味料の味しかない。購入後、東京都下の分析機関で成分を調べると、「H」の名に値しない、ほぼ8割り以上が、合成のうまみ調味料と糖分、食塩であり、濃縮エキス分は僅かしか入っていなかった。また、工場見学の時に聞いた話から、濃縮エキスにも、大部分、鰹節を茹でる時に出る廃液から作った鰹フレーバーという香料を利用していることが推測され、表示に大いに偽りがあると指摘できる。JASの基準では濃縮エキスが10%以下なら「天然だし使用」と表記して良いので、法律上は違反ではないが、「鰹の絵」と「H」の表記は明らかに消費者の誤認をもたらす表記と言える。また、(株)Aは「Hだし」のサイトで、あたかも厳選した鰹節の粉末を「主成分」として製造しているように宣伝している。大企業によるこのような表記を野放し、母親が不用意に子供に与えると、偽物のだしを舌が覚えてしまい、正常に食品の見分けがしかないうちの子供が育ってしまう危険がある。消費者が「鰹節の味」を誤解してしまい、他のまじめに「天然だし」を製造している弱小な会社や鰹節製造者の生産を圧迫するので、ますます伝統食品を手に入れることが困難になってしまう。とても見逃すことが出来ない、詐称広告と考えます。 | さらに正確な情報の確認ができれば、次第、分析機関名と、エキス含有%を掲載します。 | 男性 | 横浜市 |
| 2012.7.30 | 回答あり | 健康食品 | アレルギーっ子向けのパン | J <初掲載当時、アレルギー患者さんへの影響が考えられるので、店名は実名でした。> | 姫路市保健所から、文書で回答がありました。 | 姫路市保健所の回答によれば、指導をJが実行するか否かを、引き続き監視することです。 | | |
| 2012.7.23 | 回答あり | 健康食品 | アレルギーっ子向けのパン | J <初掲載当時、アレルギー患者さんへの影響が考えられるので、店名は実名でした。> 追記 現在は閉店。 | Jから、文書で回答がありました。 | ホットライン事務局でも、Jのホームページに、「※）小麦アレルギーの方には小麦類のパンは販売出来ません」との文言が追加されたことを確認しました。 | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|------------|----------|--------------|---|--|---|------|-----|
| 2012.7.18 | 要望書発送 | 健康食品 | アレルギーっ子向けのパン | J <初掲載当時、アレルギー患者さんへの影響が考えられるので、店名は実名でした。> 追記 現在は閉店。 | | ネット広告の改善がなかったので、販売者のJへ要望書を送付しました。 また、所轄の保健所の対応がなかったため、 姫路保健所に、Jへの指導を求める要望書を発送しました。 | | |
| 2012.6.19 | 危険な表示 | パン | アレルギーっ子向けのパン | J <初掲載当時、アレルギー患者さんへの影響が考えられるので、店名は実名でした。> 追記 現在は閉店。 | 知り合いから「小麦アレルギーの人でも食べられる小麦粉のパンがあるよ!」と勧められました。ウェブサイト http://mutenkapan.jp/ を見たところ、 「※残念ながら小麦アレルギーの方全てに対応出来る訳では有りません、かなり個人差が有りますので現在は新規の小麦アレルギーをお持ちのお客様には小麦を使用したパン類はお勧め致しません」と書かれている物の、「小麦アレルギーの方にも対応例の有る非常に清浄な小麦粉を使用しています(証明書付き低農薬国産小麦)」や「Jで使用している小麦粉が特殊だからこそ小麦アレルギーのお子さんにも食べて戴けるパンが作れるのです」などと記載されており、低農薬の国産小麦なら小麦アレルギーの方でも食べられると誤解を与えるような記載になっています。危険ではないのかと思ったので報告させてください。 | 投稿者が指摘する文面と同じものは見当たりませんでした。下記のような、問題のある記載がありました。所轄の保健所に 対処を要請しました。 女 上記の広告は http://mutenkapan.jp/SHOP/genzairyuu02.html (確認 2012.6.19) | 四条畷市 | |
| 2012.5.31 | 不適切な表示 | 茶菓 | 味S茶菓、N仕込み | S | 商品名が「新潟仕込み」と表示されている。ところが、原材料の米は(アメリカ産、中国産)とある。 違法とは言えないかもしれないが消費者に誤認を与える表示である。 | | 女 | 東京都 |
| 2012.5.11 | ちょっとおかしい表示 | ポテトチップス | K | (株)K | 大きく「国産じゃがいもを使用しています」と表示され、原材料名：馬鈴薯(遺伝子換えでない)と記載されています。 これでは、国内産での馬鈴薯にも、遺伝子組換えしたものがあると誤認します(現在国内では遺伝子組換えじゃがいもは生産されていません)。遺伝子組換え表示については、“使用していません”の表示はやめて、“使用している”場合だけ、その旨表示するように改めるべきです。 | | 女 | 川崎市 |
| 2012.5.14 | 回答あり | 健康食品 | K | E | 消費者のみなさん、 クレームを申し出れば、行政当局は腰を上げてくれます。 5月11日、 東京都福祉保健局健康安全部薬務課・課長から、 右のような回答がありました。 | <都の回答> 都の指導により、商品の宣伝文句から以下の薬事法違反のおそれのあるものを削除させた。 (1) 金時ショウガもろみ酢 「2ヶ月で5キロの減量に成功!」「女優高橋恵子の言葉『母も2ヶ月で6キロ減!ショウガとお酢ってスゴイ!』」 (2) すこやか酵母 「食べても太らない!」「スリムになった」「洋服のサイズが2サイズもダウン!」 *なお都は「健康食品の取り扱いに関するマニュアル」を作っており、講習会などで事業者を指導している。 | | |
| 2012.4.2 | 要望書発送 | 健康食品 | K | E | 東京都に、EのKショウガとS u酵母に関わる要望書を発送しました。 | | | |
| 2012.3.19 | 回答 | 焼き菓子「A潮」 | .. | (有) M | (有) Mから、文書での回答を受け取りました。 | 2012.2.27に発送した要請文です。 | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|-----------|---------------|-------|------|--|--|---|------|
| 2012.3.2 | 不適切な宣伝と販売 | 健康食品 | K | E | 「2ヶ月で6kg減」成功の秘訣！温かボディでもう太らない！？飲むだけで痩せるという文言は薬事法違反。E生活はその他にも同様の商品を販売している。 | 事務局 記号化が誤ってありました。訂正するとともに、投稿者と皆さまにお詫び申し上げます。 | 女 | 東京都 |
| 2012.3.1 | 不適切な宣伝と販売 | 健康食品 | セノビック | R | Rの粉末状の飲み物「セノビック」は、背が伸びることを謳って販売されている。日本小児内分泌学会は、このような効果をうたう商品は疑わしいとして、宣伝文を差し替えるように申し入れた結果、ロート製薬は宣伝文を控えたとのこと。しかし、いまだネット上には、紛らわしい広告がある。効果のほども疑わしく、効果効能を謳う販売方法も薬事法違反だ。 | 事務局調べ。 すでに2月28日東京新聞紙上で実名報道されている。 RのHPには、「セノビック」で身長が伸びるとの露骨な広告はないが、ネット通販会社のHPには下記のような宣伝文句が掲載されている。 「セノビックを飲むだけで身長は何cm伸びるか？」。「スポーツをする子供は身長を高くしたい！プロテインを飲ませたい！安全なものを飲ませたい！こんな要望にこたえるかのようにセノビックプロテイン登場です！」「Rのセノビックは成長期の子供の骨を研究し生まれた、身長を伸ばすために必要な栄養素を豊富に含んだ身長補助食品です」 と宣伝し、詳しくはこちらのHPとロート製薬のHPに誘導し | 男 | 東京都 |
| 2012.2.7 | 不適切な宣伝と販売 | 健康食品 | S酵母 | E | EはHPで、共役リノール酸が配合された「S酵母」のダイエット効果をうたっている。共役リノール酸は牛脂肪などに微量含まれるトランス脂肪酸だ。サプリメントに使われているは化学的に共役化したもので、非天然型が含まれる。この非天然型にダイエット効果があるとされ、一方で肝機能障害をもたらとも言われる。E生活は天然原料にこだわっていると宣伝するが・・・配合された共役リノール酸が合成品だとすれば、天然原料との宣伝に反する。また、トランス脂肪酸の摂取が問題となる中、化学反応による非天然型のトランス脂肪酸を配合することは危険と思われる。少し食べただけでダイエットできるということはそれが危険な物質ということに他ならない。 | | 男 | 福岡市 |
| 2012.2.4 | 不適切表示 | 焼き菓子 | A | M | 「揚げ油、食塩は使用しておりません」と包装には印刷しながら、表示シールには、原材料名、コーンフレーク（食塩）とある。また、油の使用がないような印象だが、ショートニングが使われている。消費者をまどわす表示です。 | 2012.2.27に事業者へ、要請文を送りました。 | 男 | 鹿児島県 |
| 2011.6.23 | 不適切広告 | クロレラ | | S(株) | クロレラがさまざまな疾病に効果があるとする解説記事です。新聞の折込広告チラシとして配布されました。掲載写真は、クロレラを販売する(株)S社長N氏の写真と同じものであり、日本クロレラ療法研究会の所在地は、S販売(株)東京支店の所在地です。こういうチラシが許されると、いくらでも薬事法に違反する販売ができます。 | | 女 | 東京都 |
| 2011.6.10 | 事務局より、お願い | 冬たけのこ | | | 6月8日に「有機栽培の冬たけのこ」に関する情報をお寄せいただいた「N食品振興会」にお願い。 連絡先を知らせていただけない場合には、掲載しない方針です。 ご連絡ください。 | | | |
| 2011.6.9 | 回答 | ビーフ・ハンバーグステーキ | | C | (株)Cから、文書での回答を受け取りました。 | 2011.5.26に発送した要請文です。 | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------------------|----------------|-------------------|-----------------|---|--|--|--|--|------|-----|
| 2011.6.3 | 回答 | 腸管出血性大腸菌 | | 厚労省から | ホットラインのコア団体である「食の安全・監視市民委員会」の活動です。 「食の安全・監視市民委員会」は、厚労省宛に出した「腸管出血性大腸菌による食中毒の防止に関する質問及び要望」への回答がありました。 | | | | 神山美智子氏の見解「平成22年に食品安全委員会の意見が出ているのに、まだ諮問するなどというのんきな対応をしています。厚労省はどうかしているのでは？」 | | |
| 2011.6.2 | 回答 | 豚肉（蒸し焼き） | 石焼風の豚肉料理 | D | (株)Dから、文書での回答を受け取りました。 | | | | 2011.5.26に発送した要請文です。 | | |
| 2011.5.29 | 不適切販売 | 魚醤 | | | 協力団体への情報提供あり。 現在のところ、「ベトナム産の魚醤を輸入し、小分けし、OEM（他社ブランドの製品を製造）で販売していた。1000ppm（100mg/100g）を超えるヒスタミンが検出されたものもあったので、会社上層部に対応を求めたが取り上げられなかったため退職した。」 <注>日本市場は、国内生産、約1000トン、輸入約5000トン。 | | | | 協力団体での対応、魚醤のヒスタミン規制を始めた国では、200ppm以下としている。一方、4月のノルウェーでのCODEXで400ppm以下とされる可能性があったので厚生労働省に、①日本では、200ppm以下の規制を実施することを要求し、②CODEXでの対応を尋ねたが、応答なし。 | 協力団体 | |
| 2011.5.9 | 不適切な調理とテレビ番組 | ハンバーグ | とろけるハンバーグと紹介のTV番組 | N(テレビ局)、焼き肉店「F」 | 上欄の数値（国内生産、輸入量）を訂正しました。事務局 先月（4月）、某テレビ番組内の「旨い話」で、相模原の焼き肉店の”とろけるハンバーグ”が紹介された。出演者から絶賛されたが、ハンバーグの中心がレアでした。挽肉料理のレアは非常に危険です。放送されたときに、危ないのでは？と思いました。それから間もなく、店は違うが、生肉（ユッケ）食中毒が起きました。 <事務局>肉調理の問題は1月にも消費者から指摘があった。 | | | | 2011.5.26に事業者へ、要請文を発送しました。 | 男 | 福岡市 |
| | | | | | | | | | 上記は新規に掲載 | | |
| 2011.4.27 | 牛乳と紛らわしい表示とパッケージデザイン | 加工乳 | MのD | M | 妻が牛乳と思い込み加工乳を買ってきた。原材料は、生乳(50%未満)、脱脂粉乳、バター。パッケージには牧場の写真が印刷され、一見牛乳のように見える。加工乳と書かれているが、商品名に比べて文字が小さい。一般の人は牛乳と思うだろう。そんなところまで見ないでしょう。値段も安いので「安い牛乳」と思って買うのではないのでしょうか？妻に確認したら、「牛乳だと思った。安かったので得したと思った」とのこと。区別できるようにしてもらいたい。パッケージデザインも問題です。 | | | | | 男 | 福岡市 |
| 2011.4.13 | カタログの表示不適 | アスパルテーム入り甘味料 | A(株) | O | 2011年3月4回カタログ52頁 「アスパルテーム」が明記されていなく、ケトン尿症患者には問題あり。また、添加物の使用を減らそうとする生協の方針にも反する。食料品のカタログからは除外すべき。再度の投稿です。アスパルテーム入りの甘味料が、利用している生協の食料品カタログに再び載りました。前回と違うのは組合員さんからの要求に応じて載せましたとする体裁であることです。カタログ<アレほしい>欄で、「毎週目を皿のようにして見っていますが、見当たりません。ぜひお願いします（O 組合員さん）」とし、<商品説明>まるやかな甘さでカロリー90%カット・糖類ゼロの低カロリー甘味料です・・・とあります。 | | | | | 女 | 大阪市 |
| 2011.1.31 | 回答 | エビ（パン粉つき、フライ用） | | (株)K | (株)Kから、文書での回答を受け取りました。 | | | | 2011.1.19に発送した要請文です。 | | |
| 2011.1.31 | 回答 | エビ（パン粉つき、フライ用） | | 東京都中央区保健所 | 東京都中央区保健所から、文書での回答を受け取りました。 | | | | 2011.1.19に発送した要請文です。 | | |
| 2011.1.31 | 回答 | エビ（パン粉つき、フライ用） | | (株)R | (株)Rから、文書での回答を受け取りました。 | | | | 2011.1.19に発送した要請文です。 | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|----------------|----------------|-------------------------|-------------------|--|--|---|-----|
| 2011.1.29 | 調理不適 店員教育不備 | 豚肉（蒸し焼き） | 石焼風の豚肉料理 | D（大阪市） | <p>焼け石に水をかけ、野菜と薄切り豚肉を蒸し焼きする料理。豚肉が十分加熱されておらず色がまだ赤かった。店員に再加熱を指示すると、「こんな色です」、「内の豚肉は新鮮だから加熱が不十分でも問題ない」という。あきれたが、再加熱を指示。健康影響はなかった。</p> <p>この店の問題点は、①豚肉の安全な食べ方に関する不見識、②店員への教育不徹底 ③責任者の態度（シェフの謝罪もなかった）。</p> <p>230万人以上が居住し、昼間人口はその倍近くなる大阪市の保健所はわずか1箇所。適切な指導もできないだろう。この様子では食中毒の散発例があるのではないか。</p> | 2011.5.26に事業者に、要請文を発送しました。 | 女 | 大阪市 |
| | | 豚肉（蒸し焼き） | Dから回答 | 受け取り 2011.6.2 | (株)Dから、文書での回答を受け取りました。 | 新規に掲載 | | |
| 2011.1.24 | 回答 | エビ（パン粉つき、フライ用） | | 川崎市幸保健所 | <p>川崎市幸保健所から、文書での回答がありました。</p> <p>2011年1月14日午前、届出者が来所。エビフライの検査を希望されたが、検体エビフライが1本しかないこと、家庭での調理時の混入の可能性もあることから、検査が困難と回答。14日午後に販売店から、経過を確認。発生から約5ヶ月経過し、販売状況、調理状況が確認できないこと、これまで同様の苦情がないことから、これ以上の原因究明は困難と判断し、厚生労働省への報告はしていない。商品の期限表示日が過ぎており、回収などは不要と判断し、東京都への連絡はしていない。</p> | 2011.1.19に発送したに要請文です。 | | |
| 2011.1.14 | 食品事故 | エビ（パン粉つき、フライ用） | 製造(株)K 仲介(株)M タイ産 | (株)L（K店） | <p>被害者からのメール（2011年1月14日、および1月18日付け）要約</p> <p>2010年8月26日、スーパーLで購入したエビフライを自宅で揚げて（この時古い油で揚げたわけでもなく、泡が普通の量ではありませんでした。）とやっと、なんとか揚げて、すぐに食べたのですが、吐き出すほどの苦さで（娘は数分後吐き気を催し、トイレで吐いてしまいました。）私も直ぐにどんなものか口に入れました。やはり、舌先が痺れるような苦味があり、とてもケミカルな味がしました。私の場合は、飲み込む前に吐き出しましたが、少し頭がぼーっとになりました。数年前の毒ギョウザの事件を思い出しました。直ぐに、Lと製造元に連絡を入れました。Lの店の担当者は商品代金を持ってみえたので、娘と私の目の前で食べてもらいましたが、やはり・・・吐き出してしまいました。後日、スーパーの店長代理と製造元(株)K、T様のお二人がお詫びに来られました。</p> <p>製造元(株)K、T様は調べてくださるとの事で、何回も専門機関に検査をして調べていただきましたが、最終的に「非イオン性界面活性剤の反応がみられた」と報告があったのは10月27日でした。その後、なしのつづてでした。</p> <p>2011年1月14日、再度の問い合わせに、LのK氏は「あれから調べようとしたけれどもう検体がないので、結局何かが入っていたのは確かですがどういう経由でたどり着いてしまったのか調べよ</p> | 2011.1.19に製造、販売事業者および保健所、東京都、消費者庁に、要請文およびメールを発送しました。 | 女 | 川崎市 |
| | | エビ（パン粉つき、フライ用） | 川崎市幸保健所・所長から回答 | 着信 2011.1.24 | 川崎市幸保健所から、文書での回答がありました。 | 2011.1.19に発送したに要請文です。 | | |
| | | エビ（パン粉つき、フライ用） | (株)Kから回答 | 受け取り 2011.1.31 | (株)Kから、文書での回答を受け取りました。 | 2011.1.19に発送した要請文です。 | | |
| | | エビ（パン粉つき、フライ用） | 東京都中央区保健所から回答 | 受け取り 2011.1.31 | 東京都中央区保健所から、文書での回答を受け取りました。 | 2011.1.19に発送した要請文です。 | | |
| | | エビ（パン粉つき、フライ用） | (株)Rから回答 | 受け取り 2011.1.31 | (株)Rから、文書での回答を受け取りました。 | 2011.1.19に発送した要請文です。 | | |
| 2011.1.14 | 回答 | 健康食品 | | 消費者庁 | 消費者庁から、文書での回答を受け取りました。 | | | |

| | | | | | | | | |
|------------|-------------|----------------------|-----------------------|---------------------------------|---|---|---|------|
| 2011.1.7 | 回答 | 健康食品 | | 食品安全委員会 | 食品安全委員会から、文書での回答を受け取りました。 | | | |
| 2010.12.29 | 調理管理に 疑問 | ハンバーグステーキ | ビーフ・ハン バーグステーキ | C | 人気メニュー「ビーフハンバーグステーキ」は、中が生焼けの、赤い状態で、熱した10センチほどの円盤状の鉄板にのせられて給仕される。客は、好みの焼け具合にして食べるが、ステーキのミディアムを食べる感覚で食している。全量を食べ終える頃には、鉄板は冷めていて、「焼く」ことはできない。もし、このハンバーグに食中毒菌O-157などが混入していたらと思うとぞっとする。どのように安全性が確保されているのか。 | 2011.5.26に事業者に、要請文を発送しました。 | 男 | 兵庫県 |
| | | ビーフ・ハン バーグステーキ | C (ファミリーレ ストラン) | 受け取り 2011.6.9 | (株)C から、文書での回答を受け取りました。 | 新規に掲載 | | |
| 2010.12.27 | 回答 | 無添加白だし | | さいたま市保健所 | さいたま市保健所から、文書での回答がありました。 | | | |
| 2010.12.24 | 回答 | 無添加白だし、 そば | | (株)SK | さいたま市保健所薬事係に、新著を持参し、相談。より法律上の問題がないよう、会社組織の変更を行う。回答書の一部(2010.11.08 と 2010.11.11) を変更し、添付ファイルの内容と差し替えていただければ。 | 当該の項目に追加して表示。 | | |
| 2010.12.24 | 電話連絡 | 無添加白だし | | さいたま市保健所 | 電話での”説明”あり。文書回答は「検討します」とのこと。当該の下欄を参照。 | 「文書での回答」を再度要請。”説明”は当該の項目に追加して表示。 | | |
| 2010.12.23 | 不適表示 | アスパルテーム (甘味料) | Sシュガー | A | 喫茶店の砂糖スティックの表示に問題があります。「スティック1本1.7gが、約5g砂糖に相当する」という趣旨の宣伝ボードを付けて、喫茶店のテーブルに置かれています。合成甘味料アスパルテームが使用されており、フェニルケトン尿症患者は健康障害への危険があるはず。命にかかわるだけにテーブル上の宣伝ボードと、スティックへの表示は必要です。 | | 女 | 鹿児島県 |
| 2010.12.22 | 回答 | 大判焼き | | 消費者庁 | 消費者庁から、文書での回答がありました。 | | | |
| 2010.12.20 | 回答 | 大判焼き 、「エコP溶 液」 | | 高島保健所、 滋賀県健康福 祉部生活衛生 課 | 回答がありました。 | 当該の項目に追加して表示。 | | |
| 2010.12.16 | 回答 | 大判焼き | Fから回答 | 着信 2010.12.16 | Fの回答 「次回焼くのは、来年2月ですのでそれまでに改善をする予定です。パンフレットの「アレルギー対応」については他の言い回しに変更いたします。」 | 当該の項目にも追加して表示。 | | |
| 2010.12.11 | 不適販売 | 大判焼き | Fのカラダがよ ろこぶ大判焼き | F (T産業フェアの企業出店 ブース) | 産業フェアの出店にて、卵アレルギーの人でも食べられるとの表示と呼び込みで購入しかけましたが、うさんくさいと思い購入はしていません。その後、本当に食べられるならと思い、この商品についてインターネットで調べたところ、明らかに嘘と思われる特殊な加工技術についての宣伝が書かれていました。直接被害を受けたわけではありませんが、憤りを感じて告発するものです。アレルギーへの認識が甘く、放置すれば危険だと思います。なお、特殊な加工技術は、「エコP(株) なる会社の開発ということになっており、問題の根はこの会社にあると思われます。 | 2010.12.13、Fと、消費者庁、保健所に対して、左欄の批判に 対処するよう要請文を送付。 | 男 | 滋賀県 |
| | | 大判焼き | F代表者から回 答 | 着信 2010.12.16 | 次回焼くのは、来年2月ですのでそれまでに改善をする予定です。パンフレットの「アレルギー対応」については他の言い回し に変更いたします。 | | | |

| | | | | | | | | |
|------------|------|---------|--|-------|---|---|---|------|
| | | | 高島保健所、滋賀県健康福祉部 着信 生活衛生課 2010.12.20 から回答 | | <p>1. 事実確認 12月14日中に、高島保健所の食品衛生監視員がFに対して調査を実施したところ、要請書の記載どおり、産業フェアなどにおける「アレルギー対応」を標榜した大判焼の製造販売およびインターネット上での広告を確認しました。</p> <p>2. 指導方針 小麦や卵によるアレルギーの発症を防ぐためには、小麦および卵の摂取を避ける必要があり、標記食品はこれらを除去しているとは認められず、また、販売時に配布しているリーフレットに、「アレルギー対応」や「アレルギー対応なので、どなたにもおいしくお召し上がり頂けます。」と記載することや口頭での呼びかけは、アレルギー疾患を持つ消費者に誤解を与えたり健康被害のおそれがあるため、このような販売方法を止めるよう指導しています。</p> <p>また、E(株)が製造(販売)していると思われる「エコP溶液」につきましては、ホームページ上で、医薬品的な効能・効果を表現しているため不適切と判断される部分がありますので、薬事関係部局に通報しています。</p> | | | |
| 2010.12.10 | 不適宣伝 | 健康食品 | Sゲル | (株)NH | <p>Sゲルのネット販売の文面には、 <メタボをよく理解しよう。Tu教授(イキリスト教大学)にお伺いしました>として、脂肪燃焼システムについてのインタビュー記事を掲載している。Tu教授は、この商品を推奨しているわけではないが、この健康食品の販売方法が、信用のあるものと消費者に印象付ける役を果たしている。著名な栄養学者である。</p> | 2010.12.18、(株)NH%と、消費者庁に対して、左欄の批判に対処するよう要請文を送付。 | 男 | 兵庫県 |
| 2010.12.9 | 不適宣伝 | サプリメント | 植物性Kミネラル(DrW) | K | <p>おおよそ科学とは言い難い宣伝文句。老化やアトピーなどの人の悩みを解決するかなのような文言、薬事法にも触れかねない。サイト内の記事を読むと、「この植物性Kミネラルを飲むことで有効な“345の疾患”についての資料をまとめています」などと書かれ、ガンやアルツハイマーに有効であるかのように誤認させる内容。価格は霊感商法の壺並みに高く、消費者にとって有害。なお、グループ協賛サイトに名を連ねている企業も同等の組織と思われる。</p> | | 男 | 神奈川県 |
| 2010.12.9 | 不適商法 | ダイエット食品 | メタB(FF製) | S(株) | <p>CM及びネット広告で「メタBでポッコリお腹のメタボダイエット!今最も注目を浴びるサラシアとダイエットに有効な成分4つをブレンドして驚きの効果!頑張らないあなたをメタBは応援します」と、トクホ(黒ウーロン茶など)と紛らわしい広告。メーカー名、販売者名の記載がない。注文ページに入っても会社名がない。</p> <p><事務局補足> 販売者名は、2回画面を変えると確認できる。小さな商品写真に、FFとメーカー名らしきものはある。</p> | | 女 | 東京都 |
| 2010.11.22 | 違法宣伝 | 健康食品 | Sゲル | (株)NH | <p>トクホの認定を受けていないのに、トクホのような食品の宣伝をしている業者がいる。宣伝文は、消費者に誤解を与えるような内容に見える。</p> <p><事務局補足> ネット上のプレスリリース文面として<「トクホ」関与成分を中心に30種の成分を配合した、血糖値・血圧・血中コレステロールの低下作用のあるサプリメント。「トクホ」成分を使い、同じ安全性と効用を安価に提供する新商品を展開>と掲載。</p> | 2010.12.18、(株)NH%と、消費者庁に対して、左欄の批判に対処するよう要請文を送付。 | 男 | 岡山県 |
| 2010.11.19 | 不適情報 | 書籍 | 書名「TN、K!」 | (株)SG | <p>根拠不足な情報、科学的検証に耐えられない情報により、消費者の食情報を間違った方向に煽動。いたずらに不安感を煽り、結果的に自社関連商品(無添加白だし)を買わせる仕組み。また、差別を助長する内容にもなっている。薬事法に触れる記載が多い。不実証広告として景表法にも抵触。</p> | 2010.12.11、(株)SK安全に、2010.12.14、消費者庁などに対して、左欄の批判に対処するよう要請文を送付。 | 男 | 神奈川県 |

| | | | | | | | | |
|------------|------|-----------|------------------|------------------|---|--|--|-----------|
| | | 書名「TN、K！」 | (株)SK安全・代表者から回答 | 着信 2010.12.15 | 状況証拠と、モニター調査結果をもとにまとめた本です。本の最終章では、「無添加白だしは万全ではない」と書き、無添加白だしを使わずにミネラル豊富な食事になるよう、調理法や、商品の選び方だけを記述しています。ですから、「結果的に自社商品を買わせる仕組み」とのご指摘は、最後まで本を読んでいたくないと思われま。また、どこが薬事法に触れるのでしょうか？具体的にご指導いただければと思います。「科学的検証が足りない」というご指摘に関しては、今月17日に発売の新著『S』が回答になると思っています。 | | | |
| 2010.11.11 | 不適販売 | そば | ミネラル補給そば | (株)SK | | このサイトは優良誤認の不実証広告が多く、消費者にとって危険。「心身の不調がよくなる」という表現は薬事法に抵触。九割蕎麦で「マグネシウムを大量補給」と書く根拠が不明（蕎麦のマグネシウム含有量はそれほど多くない）。海苔、ごまにミネラルは多いが、そもそも重量を食べられない。量の概念が不足した宣伝でいたずらに消費者の不安を煽り、また、健康不安を感じている人の弱みにつけこんだ商品。薬事法および景表法に抵触している。 | 2010.12.11、(株)SKに、2010.12.14、消費者庁などに、左欄の批判に対処するよう要請文を送付。 | 男 神奈川県 |
| | | ミネラル補給そば | (株)SK・代表者から追加の回答 | 着信 2010.12.24 | より法律上の問題がないように、所轄保健所薬事係と相談の上、会社組織の変更を行う。現在、手続き中。 | | | |
| | | ミネラル補給そば | (株)SK・代表者から回答 | 着信 2010.12.15 | 「量の概念が不足した宣伝」とされている件に関しては、当社の月刊誌では量の概念も盛り込んでいました。しかし、ホームページだけしか見ない方は、誤解を招く恐れがあるため、すべて削除しました。今月17日に発売の新著『S』では、全面的に量の概念を盛り込んで書いてありますので、疑問の点がありましたら、本をお読みください。 | | | |
| 2010.11.09 | 違法広告 | プラセンタドリンク | H (店名) | (株)N | | 「美味しく飲んでプルプルお肌!!10本入り豚コラーゲンペプチド、豚プラセンタ抽出液他配合。プルプルお肌の欲しい方に!!10本入り」とのキャッチコピーは違法。 | | 女 東京都 |
| 2010.11.08 | 不適表示 | 無添加白だし | M | (株)SK | | 「無添加」「ミネラル」の表示と、病気の改善などの表示。このだしを摂取すると躁鬱病が改善するかのような薬事法に抵触しかねない売り場づくりがされている。また、ミネラルが豊富かのような表現も好ましくない。これにより、さらなる健康危害が出る恐れがある。 | 2010.12.11、(株)SKに、2010.12.14、消費者庁などに、左欄の批判に対処するよう要請文を送付。 | 男 東京都 |
| | | 無添加白だし | さいたま市保健所から | 着信 2010.12.27 | さいたま市保健所から、文書での回答がありました。 | | | |
| | | 無添加白だし | さいたま市保健所より電話連絡 | 着信 2010.12.24 | 保健所広報担当者は、「電話で回答したい」とのことでしたが、「文書での回答」を要請しました。「検討します」とのことです。 その際の”説明”によると、 「だしは、調味料の範囲にあり、”あきらか食品（明らかに食品と認識できるもの）”と判断できる。だれも医薬品とは考えない。したがって、だしは薬事法の対象とはならない。薬効を宣伝して良いとは指導していないが、グレーゾーンにはある」、「根拠は、昭和62年9月2日、旧厚生省監視指導課長通知・薬監第88号別添の”無承認無許可医薬品の監視指導マニュアル（その後改正）”にあり、それに基づいて指導した」とのことです。 <事務局補足> 健康食品の”不適切宣伝”の根幹にかかわるので、保健所からの回答を待っています。 | 2010.12.24、さいたま市保健所からの電話に対して、「文書での回答」を再度要請 | | |
| | | 無添加白だし | (株)SK・代表者から追加の回答 | 着信 2010.12.24 | より法律上の問題がないように、所轄保健所薬事係と相談の上、会社組織の変更を行う。現在、手続き中。 | | | |
| | | 無添加白だし | (株)SK・代表者から回答 | 着信 2010.12.15 | このようなご指摘をいただく前から、さいたま市保健所・環境薬事課・薬事係に、当社ホームページが薬事法に触れないかどうかを相談済みです。その指導をもとに作ったホームページでしたので、薬事法や健康増進法に抵触していたとは思いません。しかし、「薬事法に抵触しかねない」と考える方もいると知り、さらに修正いたしました。ご確認ください。 | 2010.12.18、さいたま市保健所に対して、左欄の事実関係を問い合わせ中。 | | |

| | | | | | | | | |
|------------|-----------|--------------|-------|---|------------------|--|---|-----|
| 2010.09.16 | カタログの表示不適 | アスパルテーム入り甘味料 | A(株) | 0 | 2010年9月4回カタログ36頁 | 調味料の欄に「(低カロリー甘味料) パルスweet」がある。説明文は「まろやかな甘さでカロリー90%カット・糖質ゼロの低カロリー甘味料です」とある。「アスパルテーム」等が抜けており、情報不足(ケトン尿症患者には問題あり)。本来このような食品を、無添加味噌や、きび砂糖と並列すべきではない。どうしても売りたいなら、カタログ「健康サプリセクション」が適当(購入せず)。 | 女 | 大阪市 |
| 2010.09.01 | 店頭での表示不良 | グレープフルーツ | 南ア産 | | スーパーL店 | 棚には防カビ剤使用などの注意書きがあるのに、グレープフルーツを入れた段ボールには表示が見当ず。棚と段ボールの位置は離れており、売り方が不誠実。 | 女 | 大阪府 |
| 2010.02.13 | 店頭での表示不良 | たまねぎ | アメリカ産 | | スーパーL店 | いつもは北海道産や淡路島産や泉州産の玉ねぎを山積みしている場所から、いつも通り、何も考えずにスーパーマーケットのかごにたまねぎを入れた。レシートを見て初めてアメリカ産と気付いた。返品してもらった。引っかけた客は私だけではないはず。場所だけでなく、形状もいつものと同じで、不誠実な売り方だ。 | 女 | 大阪府 |

